（3月5日厚労省開催）都道府県医療勤務環境改善担当課長会議資料より

参考資料4

医師の働き方改革について2019年からの都道府県の関わり

2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年

医師の労働時間の上限規制＜適用開始に向けた準備＞

医療機関へ上限規制の方向性等の説明、宿日直許可基準・研鑽取扱い通知の周知（監督署と連携）

（B水準医療機関特定のための情報収集、方針決定）

（BC水準 対象特定）

B水準候補への重点的勤務環境改善支援（医師派遣等でも重点的な支援）
→ すべての医療機関がB水準以下へ・より多くの医療機関を A水準へ

4月、医師への上限規制適用開始

医師勤務時間短縮計画の策定支援

医師労働時間短縮計画の策定支援

「緊急的な取組」のさらなる推進

国：「緊急労務管理調査」→ 病院ごとの結果を都道府県へ提供 →県：法令違反が疑わしい医療機関へ個別アプローチ・取組推進
→県：国へ、改善結果を送付

「緊急的な取組」未実施病院の把握→個別の状況確認→（5年後の見通しを県として把握するとともに）、医療機関へ5年後を見据えた取組を促す

医療機器税制　計画助言

医師勤務時間短縮計画の策定支援（再掲）

アドバイザー経費等予算措置

◎医療従事者（医師以外）への時間外労働上限規制開始（中小企業は2020.4～）

◎医師含む医療従事者への年休時季指定開始

医療機関への個別相談実施

運営協議会の開催、医療機関に向けた様々な情報発信